

福島市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 34 号

福島市行政組織規則の一部を改正する規則

福島市行政組織規則（平成15年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表財務部の項中「複合市民施設係」を削り、同表環境部の項を次のように改める。

環境部		環境政策課	ゼロカーボン推進係 再エネ共生係
		環境衛生課	環境衛生係 環境保全係 放射線モニタリングセンター
		ごみ政策課	ごみ政策係 清掃指導係 ふれあい訪問収集係
		廃棄物対策課	管理係 指導係
	環境施設マネジメント室	環境施設整備課	計画係 施設整備係
		あぶくまクリーンセンター	施設係

		あらかわクリー ンセンター	施設係
--	--	------------------	-----

第4条の表健康福祉部の項中「保護第四係」を「保護第四係 保護第五係」に改め、同表こども未来部の項中「

幼稚園・保育課	幼保企画係 幼保認定係 幼保給付係 幼保 支援室 幼保管理係 幼保支援係
---------	---

を

」

幼保企画課	幼保企画係 幼保認定係 幼保給付係
幼保支援課	幼保管理係 幼保支援係

に改め、同表建設部の項

」

中「道路建設課」を「道路整備課」に、「幹線市道係」を「用地総務係 幹線市道係」に、「河川企画係 改良係 管理係」を「河川総務係 総合治水係 改良係」に改め、同表都市政策部の項を次のように改める。

都市政策部		都市計画課	都市計画係 まちづくり推進係 景観係 空家・空地対策室
		交通政策課	交通政策係 交通施設係
		開発建築指導課	指導係 開発審査係 建築審査係
		公園緑地課	管理係 施設係
		市街地整備課	再開発係 市街地整備係
		住宅政策課	住宅政策係 市営住宅係

第4条の表に次のように加える。

上下水道局		下水道総務課	庶務係
		下水道整備課	計画係 整備第一係 整備第二係
		下水道管理課	下水道施設係 下水道管路係 生活排水係

第7条地域共創課を削り、広聴広報課の項の次に次の1項を加える。

地域共創課

- (1) 共創のまちづくりの指針に関すること。
- (2) 共創のまちづくりの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 市民活動、ボランティア等に関すること。
- (4) 福島市市民活動サポートセンター、福島市まちなか交流施設に関すること。
- (5) 市民憲章に関すること。
- (6) 特定非営利活動法人に関すること。
- (7) まちづくり担当の統括支援に関すること。
- (8) 地域振興に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9) 町会等に関すること。
- (10) 地区集会所に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (11) 自治振興協議会に関すること。
- (12) 地域おこし協力隊に関すること。
- (13) 福島市いいの交流館に関すること。

第8条総務課の項第10号中「市例規の編集発行」を「例規の管理」に、同項第11号中「例規類、官報、県報等」を「官報」に改める。

第9条管財課の項中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とする。

第11条農業振興課の項第19号中「農村マニユファクチャー四季の里」を「農村マニユファクチャー公園四季の里」に改める。

第12条国保年金課の項第4号中「被保険者証」を「資格確認書等」に改め、文化振興課の項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り上げ、同項第13号中「郷土史料室」の次に「との連絡調整」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第14号を削り、第15号を第11号とし、第16号を第12号とし、第17号を第13号とする。

第13条環境課の項を次のように改める。

環境政策課

- (1) 環境保全に関する総合企画及び調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (4) ゼロカーボン庁内率先計画に関すること。
- (5) 再生可能エネルギーの推進に関すること。
- (6) 再エネ施設の適切な設置及び管理に関すること。
- (7) 再生可能エネルギー（水力・地力・バイオマス）の適切な導入に関すること。
- (8) 環境影響評価制度の市長意見及び縦覧に関すること。
- (9) 部の庶務に関すること。

第13条環境課の項の次に次のように加える。

環境衛生課

- (1) 環境衛生に関する総合企画及び調整に関すること。
- (2) そ族衛生害虫の駆除に関すること。
- (3) 衛生団体に関すること。
- (4) 埋火葬に関すること。
- (5) 福島市斎場との連絡調整に関すること。
- (6) 福島市墓地その他公共墓地及び新山霊園に関すること。
- (7) 墓地等の経営許可等に関すること。
- (8) 環境の監視、調査及び指導に関すること。
- (9) 公害の防止対策に関すること。
- (10) 公害に関する相談及び苦情処理に関すること。
- (11) 放射性物質の測定に関すること。
- (12) 空間放射線量の測定に関すること。
- (13) 除染に関すること。
- (14) 除去土壌に関すること。
- (15) 仮置場に関すること。

第13条ごみ減量推進課の項中「ごみ減量推進課」を「ごみ政策課」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 清掃関係団体に関すること。

第13条ごみ減量推進課の項中第12号から第14号までを次のように改める。

- (12) 収集運搬業務の連絡調整に関すること。

(13) 衛生処理一部事務組合に關すること。

(14) ふれあい訪問収集に關すること。

第13条ごみ減量推進課の項中第15号から第18号までを削る。

第13条廃棄物対策課の項の次に次のように加える。

環境施設マネジメント室

環境施設整備課

(1) 一般廃棄物処理施設等の整備計画、調整に關すること。

(2) 一般廃棄物処理施設等の建設、整備に關すること。

(3) ヘルシーランド福島の運営及び維持管理に關すること。

(4) 衛生処理施設の運営及び維持管理に關すること。

(5) 公共便所に關すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 室の庶務に關すること。

第13条環境再生推進課の項及び環境施設整備室の項を削る。

第14条保健総務課の項中第27号を第28号とし、第8号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 健康危機管理体制の推進及び調整に關すること。

第15条こども政策課の項第16号を削り、同条こども家庭課の項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 妊婦のための支援給付に關すること。

(5) 出産・子育て応援給付金に關すること。

第15条幼稚園・保育課の項中「幼稚園・保育課」を「幼保企画課」に改め、同項中第8号から第10号までを削り、同項の次に次のように加える。

幼保支援課

- (1) 市立幼児教育・保育施設に関すること。
- (2) 保育士・保育教諭の確保及び育成に関すること。
- (3) 幼児教育・保育施設の運営支援等に関すること。

第16条路政課の項を次のように改める。

路政課

- (1) 建設関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (2) 道路、橋梁等の管理に関すること。
- (3) 道路台帳に関すること。
- (4) 道路等の境界確認に関すること。
- (5) 市道の認定、廃止等に関すること。
- (6) 道路及び法定外公共物（道路に限る。）の占用許可、承認等に関すること。
- (7) 国及び県施行の道路建設に係る関係機関及び関係住民との連絡調整に関すること。
- (8) 高速道路に係る連絡調整に関すること。
- (9) 部の庶務に関すること。

第16条道路保全課の項第4号を次のように改める。

- (4) 交通安全施設（通学路及び生活道路の安全対策を含む。）の整備に関すること。

第16条道路保全課の項第6号中「（他の所管に属するものを除く。）」を削り、第9号から第11号までを次のように改める。

- (9) 橋梁の長寿命化計画に関すること。
- (10) 橋梁の耐震化及び延命化に係る工事に关すること。
- (11) 道路附属物施設台帳、橋梁台帳に関すること。

第16条道路建設課の項中「道路建設課」を「道路整備課」に改め、同項第2号中「の設計及び施行」を削り、同項第6号中「関連道路工事の施行」を「関連工事」に改め、同条河川課の項第4号を次のように改める。

- (4) 河川事業に係る関係機関との連絡調整及び啓発活動に関すること。

第16条河川課の項第6号中「の計画、設計及び施行」を削り、同項第11号中「（他の所管に属するものを除く。）」を削り、同項に次の1号を加える。

- (14) 総合治水計画に関すること。

第17条中「室等及び課等」を「課等」に改め、同条都市計画課の項中第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

- (9) 空き家等対策に関すること。
- (10) 空き地等対策に関すること。
- (11) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に伴う届出等に関すること。

第17条交通政策課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条開発建築指導課の項第8号中「宅地造成等規制法及び特定盛土等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条住宅政策課の項を次のように改める。

住宅政策課

- (1) 市営住宅等に関すること。
- (2) 住宅マスタープランに基づく住宅施策の企画及び推進に関すること。
- (3) サービス付き高齢者向け住宅事業及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関すること。
- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること。
- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関すること。
- (6) 租税特別措置法に基づく優良住宅認定に関すること。
- (7) 住まいの耐震化促進事業に関すること。
- (8) 所管工事の監督及び検査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

第17条下水道室下水道総務課の項、下水道建設課の項及び下水道管理センターの項を削る。

第17条の2を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（上下水道局の分掌事務）

第17条の2 上下水道局の課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

下水道総務課

- (1) 下水道事業及び農業集落排水事業の総合調整に関すること。
- (2) 下水道事業及び農業集落排水事業の財政計画に関すること。
- (3) 下水道事業及び農業集落排水事業に係る予算及び決算に関すること。
- (4) 下水道事業及び農業集落排水事業の統計の総括に関すること。
- (5) 下水道等事業運営審議会に関すること。
- (6) 下水道関係団体に関すること。

- (7) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課及び徴収に関すること。
- (8) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の滞納整理及び滞納処分に関すること。
- (9) 下水道及び農業集落排水処理施設の使用開始等届に関すること。
- (10) 汚水排除量の認定に関すること。
- (11) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の賦課及び徴収に関すること。
- (12) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の滞納整理及び滞納処分に関すること。
- (13) 局の庶務に関すること。

下水道整備課

- (1) 公共下水道事業、都市下水路事業及び農業集落排水事業の計画、協議及び認可に関すること。
- (2) 公共下水道事業、都市下水路事業及び農業集落排水事業の供用開始に関すること。
- (3) 公共下水道事業、都市下水路事業及び農業集落排水事業の設計及び施行に関すること。
- (4) 開発行為に伴う下水道施設の指導に関すること。
- (5) 私道管渠(きょ)工事に関すること。
- (6) 所管工事の監督及び検査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

下水道管理課

- (1) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の運営及び維持管理に関すること。
- (2) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の修繕及び工事の設計及び施行に関すること。
- (3) 所管工事の監督及び検査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の水質・汚泥等の検査に関すること。
- (5) 下水道汚泥及び農業集落排水汚泥の処理に関すること。

- (6) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の占用に関すること。
- (7) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設台帳に関すること。
- (8) 排水設備の計画確認及び当該工事の指導・検査並びに台帳に関すること。
- (9) 排水設備の補助及び融資に関すること。
- (10) 排水設備関連工事の設計及び施行に関すること。
- (11) 排水設備責任技術者及び排水設備指定工事店に関すること。
- (12) 特定施設及び除害施設の指導監督に関すること。
- (13) 水洗化の普及促進に関すること。
- (14) 浄化槽の届出に関すること。
- (15) 浄化槽管理についての指導に関すること。
- (16) 浄化槽設置助成に関すること。
- (17) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。

第18条第2項の表中「保護第四係」を「保護第四係 保護第五係」に、

「

幼稚園・保育課	幼保企画係 幼保認定係 幼保給付係 幼保 支援室 幼保管理係 幼保支援係
---------	---

を」

「

幼保企画課	幼保企画係 幼保認定係 幼保給付係
幼保支援課	幼保管理係 幼保支援係

に改める。」

第19条 幼稚園・保育課の項中「幼稚園・保育課」を「幼保企画課」に改め、同条幼稚園・保育課の項の次に次のように加える。

幼保支援課

- (1) 児童福祉法による保育の実施に関すること。

第26条の表中「環境課」を「環境衛生課」に、「幼稚園・保育課」を「幼保支援課」に改める。

第31条を次のように改める。

第31条 郷土史料室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 郷土史料室の管理運営に関すること。
(2) 市史資料の調査収集及び管理に関すること。
(3) 市史資料の活用及び刊行、頒布に関すること。
(4) 飯野民俗資料展示室に関すること。

第38条の表中

「

部	部長
---	----

」を

「

部	部長
局	局長

」に、

「

部	次長
---	----

」を

「

部	次長
局	次長

」に、「環境施設整備室」

を「環境施設マネジメント室」に改め、同表下水道室の項及び下水道管理センターの項を削り、同表中「幼保支援室」を「空家・空地対策室」に改める。

第38条第3項中「参事」の次に「、副所長」を加え、「主幹、副所長」を「主幹、統括保健師、感染症・疾病対策専門幹」に、「医長、統括保健師」を「医長」に改める。

別表の1の表福島市介護認定審査会の項の次に次のように加える。

福島市感染症 診査協議会	感染症法（平成10年法律114号）第24条第1項及び 第6項の規定による感染症の診査に関すること。	保健所感染症・疾 病対策課
-----------------	--	------------------

別表の2の表福島市財産価額審議会の項中「財務部財産マネジメント推進室」を「財産マネジメント推進室財産マネジメント推進課」に改め、同表福島市文化振興審議会の項中「市民・文化スポーツ部文化振興課」を「文化スポーツ振興室文化振興課」に改め、同表福島市スポーツ推進審議会の項中「市民・文化スポーツ部スポーツ振興課」を「文化スポーツ振興室スポーツ振興課」に改め、同表福島市環境審議会の項中「環境の保全」を「環境の保全等」に、「環境部環境課」を「環境部環境政策課」に改め、同表福島市水道水源保護審議会の項中「環境部環境課」を「環境部環境衛生課」に改め、同表福島市廃棄物減量等推進審議会の項中「環境部ごみ減量推進課」を「環境部ごみ政策課」に改め、同表福島市介護保険運営協議会の項の次に次のように加える。

福島市保健所 運営協議会	福島市保健所条例（平成30年条例第26号）第4条 の規定による保健所の所管区域内の地域保健及び 保健所の運営に関する事項の審議に関すること。	保健所保健総務課
-----------------	--	----------

別表の２の表中福島市青少年問題協議会の項を削り、同表福島市下水道等事業運営審議会の項中「都市政策部下水道室下水道総務課」を「上下水道局下水道総務課」に改め、同表福島市水道事業経営審議会の項中「水道局経理課」を「上下水道局経理課」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（職員に関する経過措置）

- ２ この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる従前の課等に勤務を命じられている職員のうち別に任命されない職員については、辞令を用いしないで同表の右欄に掲げる課等に引き続き勤務を命じられたものとみなす。

旧課等	新課等
環境部環境課	環境部環境衛生課
環境部ごみ減量推進課	環境部ごみ政策課
環境施設整備室	環境施設マネジメント室環境施設整備課
環境部あぶくまクリーンセンター	環境施設マネジメント室あぶくまクリーンセンター
環境部あらかわクリーンセンター	環境施設マネジメント室あらかわクリーンセンター
こども未来部幼稚園・保育課	こども未来部幼保企画課

こども未来部幼稚園・保育課渡利保育所	こども未来部幼保支援課渡利保育所
こども未来部幼稚園・保育課笹谷保育所	こども未来部幼保支援課笹谷保育所
こども未来部幼稚園・保育課杉妻保育所	こども未来部幼保支援課杉妻保育所
こども未来部幼稚園・保育課余目保育所	こども未来部幼保支援課余目保育所
こども未来部幼稚園・保育課平野保育所	こども未来部幼保支援課平野保育所
こども未来部幼稚園・保育課東浜保育所	こども未来部幼保支援課東浜保育所
こども未来部幼稚園・保育課蓬萊保育所	こども未来部幼保支援課蓬萊保育所
こども未来部幼稚園・保育課野田保育所	こども未来部幼保支援課野田保育所
こども未来部幼稚園・保育課蓬萊第二保育所	こども未来部幼保支援課蓬萊第二保育所
こども未来部幼稚園・保育課御山保育所	こども未来部幼保支援課御山保育所
こども未来部幼稚園・保育課飯野あおぞら保育所	こども未来部幼保支援課飯野あおぞら保育所
こども未来部幼稚園・保育課ふくしま中央認定こども園	こども未来部幼保支援課ふくしま中央認定こども園
こども未来部幼稚園・保育課ひらの認定こども園	こども未来部幼保支援課ひらの認定こども園
こども未来部幼稚園・保育課いいの認定こども園	こども未来部幼保支援課いいの認定こども園
建設部道路建設課	建設部道路整備課

下水道室下水道総務課	上下水道局下水道総務課
下水道室下水道建設課	上下水道局下水道整備課
下水道室下水道管理センター	上下水道局下水道管理課